

○学校法人金沢工業大学における公益通報等に関する規則

(平成 19 年 4 月 1 日施行)

改正 平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校法人金沢工業大学（以下「本法人」という。）におけるすべての業務に関し、法令、本法人の寄附行為若しくは諸規則に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その是正及び防止を図るために必要な事項について定める。

(通報等の窓口)

第 2 条 法令違反行為に関する通報及び相談（以下「公益通報等」という。）に応じるため、本法人の監査室に窓口（以下「公益通報等窓口」という。）を開設する。

2 公益通報等窓口は、監査室長がこれに当たる。

(公益通報等の方法)

第 3 条 学校法人金沢工業大学管理規則第 7 条に規定する教職員及び本法人の指揮命令下にある派遣労働者（以下「教職員等」という。）は、公益通報等窓口に対し公益通報等を実名又は匿名により行うことができる。

2 公益通報等は、書面、電話、電子メール又は面談等の方法により行うことができる。

(悪意による公益通報等の禁止)

第 4 条 教職員等は、不正な利益の取得、本法人又は第三者への損害の付与等不正な目的をもって公益通報等を行ってはならない。

(調査の方法)

第 5 条 監査室長は、教職員等から公益通報等を受けたときは、速やかにその内容を理事長に報告し、遅滞なく調査を開始しなければならない。ただし、その内容が法令違反行為に該当しないことが明らかである場合は、この限りでない。

2 監査室長は、教職員等からの公益通報等の内容が学校法人金沢工業大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規則の適用となるものと判断するときは、その対応を同規則第 6 条に規定する受付窓口に移管することができる。

3 監査室長は、第 1 項の定めにより調査を開始するときは、当該公益通報等を行った教職員等に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、公益通報等が匿名により行われた場合は、この限りでない。

4 監査室長は、理事長の許可を得て、調査の実施に必要と認める者を調査担当者として委嘱することができる。

(調査の実施)

第 6 条 監査室長及び前条第 4 項に基づく調査担当者（以下「調査人等」という。）は、公益通報等の

事実について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

- 2 調査人等は、調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）及び調査対象者が所属する部署（以下「調査対象部署」という。）の責任者に対し、調査に必要な資料及び帳票等の提出又は事実の報告及び説明を求めることができる。ただし、調査対象者及び調査対象部署の業務に重大な支障を与えることがないよう十分配慮するものとする。
- 3 調査対象者及び調査対象部署の責任者は、前項による請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。
- 4 調査人等は、調査に当たって、教職員等の権利又は正当な利益を侵害してはならない。
- 5 調査人等は、調査対象者に対し口頭又は書面による弁明の機会を与えなければならない。

（調査結果の報告）

第7条 監査室長は、調査の終了後、直ちにその結果を理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 3 監査室長は、前項による措置が講じられた場合は、当該公益通報等を行った教職員等に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、公益通報等が匿名により行われた場合は、この限りでない。

（不利益取扱いの禁止）

第8条 本法人は、教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対して、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、教職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りでない。

- 2 教職員等は、他の教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該他の教職員等に対して、不利益な取扱いを行ってはならない。

（守秘義務）

第9条 調査人等は、公益通報等を行った教職員等を特定することができる情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持しなければならない。

- 2 調査人等及び調査に関係したすべての者は、職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（事務）

第10条 この規則に基づく公益通報等に関する事務は、監査室が行う。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の運用に関し必要な事項は、理事長がそのつど決定する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成27年4月1日から改正施行する。